

## 基本理念

日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対し信託されたものであることが謳われています。

すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。

本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組めます。

## 協働による人権尊重のまちづくり

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえで、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取組を推進していくことが必要です。

### (1) 行政の責務

行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。

### (2) 市民の役割

市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。

### (3) 事業者の役割

企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に積極的に参画することが期待されます。

## 人権施策の基本的な方向

### 1 人権を尊重する市政運営 (安全・安心なくらしの確保)

#### 施策の方向性

- ア 人権尊重の理念に基づく行政運営
- イ 職員等の人権意識の高揚
- ウ 人権に関する情報の収集・提供
- エ 人権に関わる活動の拠点づくり

### 2 人権教育・啓発の推進 (人権を学び、くらしに活かす)

#### 施策の方向性

- (1) 学校等における取組
  - ア 人権教育の推進
  - イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進
  - ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実
- (2) 家庭・地域における取組
  - ア 人権教育・啓発活動の推進
  - イ 地域の拠点施設の活用
- (3) 職場(企業等事業者)における取組
  - ア 人権啓発活動の支援
  - イ 人権尊重のまちづくりへの参画の促進
- (4) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
  - ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実
  - イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進

### 3 相談・支援体制の充実 (一人ひとりの課題に寄り添う)

#### 施策の方向性

- ア 相談体制の充実と相談窓口の周知
- イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実
- ウ 問題解決と支援のための連携強化
- エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ
- オ 人権課題の調査・研究の推進

## 人権課題ごとの取組方針

### 同和問題 (部落差別)

部落差別の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、同和問題に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。

### 女性

女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。

### 子ども

子ども一人ひとりの安全と健全な成長を保障するため、子どもの権利を尊重し社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図るとともに、支援を必要とする子ども、保護者等への支援に取り組めます。

### 高齢者

高齢者が生きがいを持って生活することができる社会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組めます。

### 障がいのある人

障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいのある人が抱える困難を取り除き社会参加を支援していきます。

### 外国人

外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。

### 感染症患者等

感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認識の普及に努めます。  
また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進していきます。

### 性的指向・性自認

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決に取り組めます。

### 職場の人権

すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事(ダイセメントワーク)に従事することができる社会づくりをめざし、職場の人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。

### 犯罪被害者等

犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を行うとともに、警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。

### インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

### 災害と人権

災害対策における多様性への対応の必要性についての理解を広め、災害時の特別な状況においてもすべての人の人権が守られるよう適切な支援を実施していきます。

### さまざまな人権課題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、人身取引(トラフィッキング)等、社会にはさまざまな人権課題が存在しており、社会情勢の変化に伴って、多様な広がりを持つことから新たに生ずる人権課題にも目を向け、あらゆる人の人権に配慮していく必要があります。  
こうした人権課題についても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、法改正や社会情勢の変化など、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応していくとともに、さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識が社会全体に浸透していくよう、啓発の取組を推進していきます。